

一般財団法人女性労働協会  
一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）

職員が仕事と仕事以外の生活を充実させ、能力をフルに発揮して働き続けることができるよう、以下の行動計画を策定する。

1、計画期間：令和4年1月20日～令和9年1月19日

2、目標と取組内容・実施時期

全ての職員が仕事と仕事以外の生活を充実させ、能力をフルに発揮して働き続けることができるよう、以下の目標と取組を定める。

(1) 職員の各月ごとの平均残業時間が10時間を超える月を「ゼロ」にする。

<取組内容>：長時間残業を削減するための意識啓発の実施

令和4年1月～3月

- ・繁忙期の人員確保を含めた次年度事業計画の策定
- ・残業削減に向けたトップのメッセージの発信

令和4年4月～令和8年12月

- ・残業制限時間(19時まで)の徹底
- ・残業状況の定期的なチェックと、残業が一定時間数を超える場合、本人と上司に対する通知・指導の実施
- ・チーム内の業務状況の情報共有、業務の優先順位付けや業務分担の見直し等による業務の効率化
- ・管理職自身の勤務時間管理を徹底し帰りやすい雰囲気醸成

令和9年1月

- ・上述の取り組み成果の確認、見直し
- ・次回行動計画の策定

(2) 職員の有給休暇取得率を「70%」にする。

<取組内容>：有給休暇取得を推進する取組の実施

令和4年1月～3月

- ・有給休暇取得を考慮した次年度事業計画の策定
- ・有給休暇取得率を「70%」にする旨のトップのメッセージの発信

令和4年4月～令和8年12月

- ・計画的な有休取得の奨励
- ・GW、夏季休暇、年末年始等に合わせた連続休暇取得の奨励
- ・取得率が低い場合、本人及び上司に対する通知、取得促進指導の実施

令和9年1月

- ・上述の取り組み成果の確認、見直し
- ・次回行動計画の策定

(3) 当協会の育児・介護休業制度(法定以上)について、周知を徹底する。

<取組内容>

令和3年度

- ・法定を上回る育児休業制度等協会の制度についてメール等による周知
- ・子の看護休暇、介護休暇、親の看護休暇(協会独自の制度)が時間単位で取得できることを周知、利用を促進

令和4年度以降

- ・制度の利用状況を毎年確認、改善点があれば見直し

(4) 在宅勤務制度利用の促進

<取組内容>

令和3年度

- ・令和2年度導入した在宅勤務制度についてメール等による周知

令和4年度以降

- ・在宅勤務が可能な業務の洗い出しによる制度利用の促進
- ・制度の利用状況を毎年確認、改善点があれば見直し